

公共工事代金債権信託制度の導入について

杉並区では、平成26年4月より中小・中堅建設業者の新たな資金調達の道を開き、下請保護を図ることを目的とし、公共工事代金債権信託制度を導入します。

【公共工事代金債権信託制度とは】

杉並区から公共工事を受注、施工している中小・中堅元請建設業者が、区の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権を新銀行東京に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度です。

本制度により、中小・中堅元請建設業者は、工事の施工過程で資金融資を受けることが可能となり、下請企業への工事代金支払いなど、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

【対象工事】

杉並区が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

- 1 請負金額が1,000万円以上の建築工事であること。
(契約変更があった場合は、変更後の契約金額を基準とします。)
- 2 前金払、部分払及び中間前金払がなされている場合は、工事の進捗状況が前金払、部分払及び中間前金払の相当割合を概ね超えていること。
- 3 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない工事でないもの。
- 4 杉並区工事請負契約条項第45条第1項各号に該当していない。
- 5 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めがない。
- 6 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事でないもの。

【利用できる請負企業】

杉並区から公共工事を受注・施工している元請業者で、以下の条件を満たす業者

- 1 中小企業基本法第2条第1項（建設業で資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人。）に定める中小企業者。
- 2 中小企業者以外のものであって、かつ当該工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画がある場合。
- 3 破産法の規定に基づく破産手続開始の申立てをしていない。
- 4 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない。ただし、更生計画が認可されていることが確認できればこの限りではない。
- 5 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない。ただし、再生計画が認可されていることが確認できればこの限りではない。
- 6 会社法の規定に基づく特別清算開始の申立てをしていない。
- 7 手形交換所の取引停止処分を受けていない。
- 8 その他債務の弁済が不可能な状態ではないこと。
- 9 過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

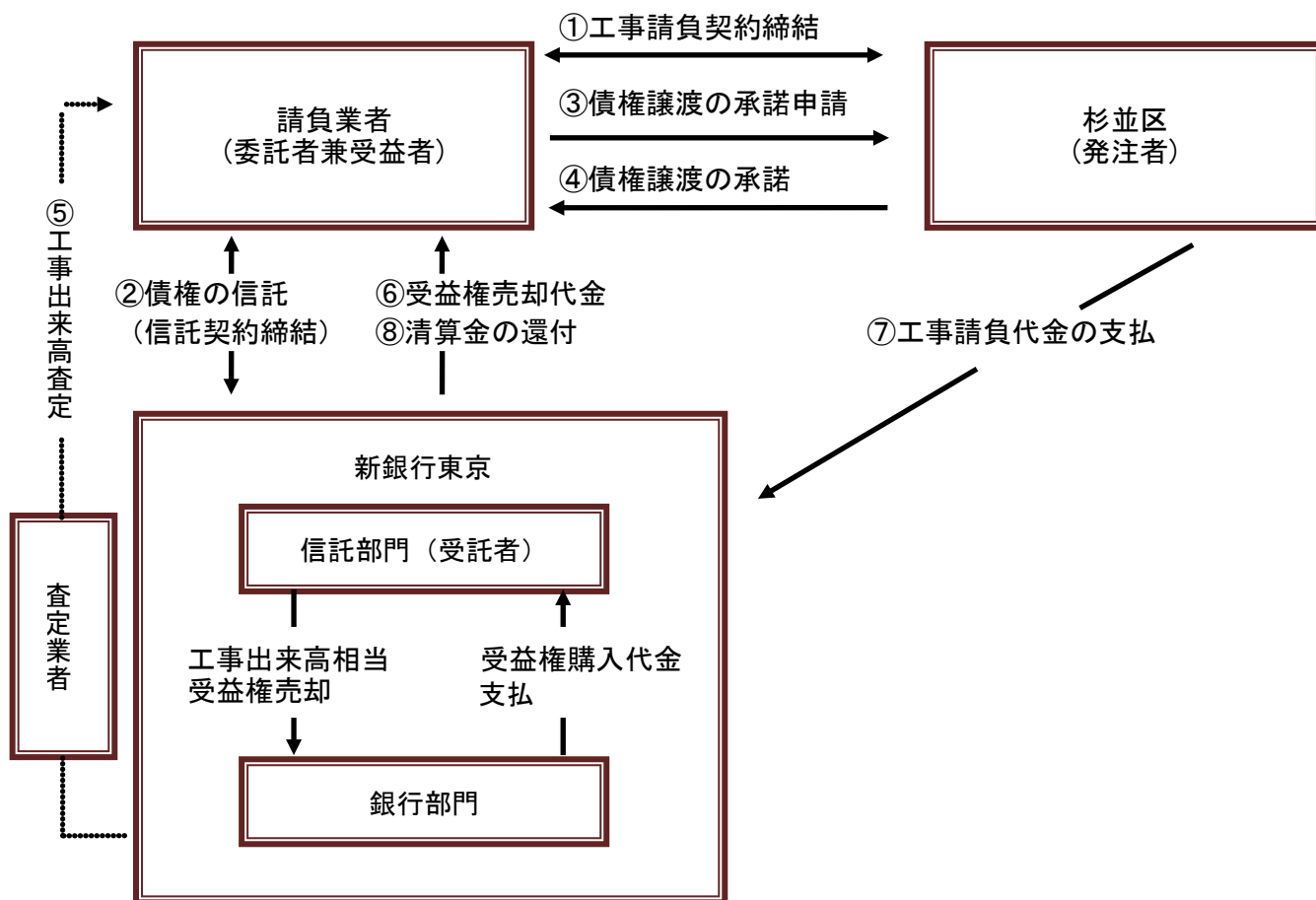
【債権譲渡の信託契約】

新銀行東京と工事請負代金債権信託契約を締結していただきます。なお、履行保証人と契約している場合は、履行保証人の承諾が必要となります。

【債権譲渡の承諾申請】

杉並区へ債権の譲渡先である新銀行東京と共同で債権譲渡の承諾申請していただきます。

【制度概要図】



- ① 工事請負契約を締結したことにより請負業者の杉並区に対する工事代金債権が発生。
- ② 請負業者から新銀行東京に工事代金債権を信託するための信託契約を締結する。
- ③ 新銀行東京と共同して債権譲渡承諾申請に必要な提出書類を杉並区へ持参する。（共同して持参できない場合は、委任状が必要となる。）
- ④ 杉並区は債権譲渡承諾の申請を受け、申請内容及び工事進捗状況等を確認し、承諾（または不承諾）の通知を行う。
- ⑤ 債権譲渡が承諾されると、新銀行東京は工事出来高査定（査定業者へ委託）を実施し、その査定結果に応じた受益権を購入する。
- ⑥ 新銀行東京は受益権の売却代金を請負業者へ入金する。
- ⑦ 工事完了検査後、杉並区は新銀行東京に工事請負代金を支払う。
- ⑧ 新銀行東京は杉並区から支払われた工事請負代金から、売却済受益権の元本償還・収益配当部分を差し引いた金額を清算金として請負業者に返還する。

【提出書類】

債権譲渡承諾申請時

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） | 3部 |
| <input type="checkbox"/> 公共工事代金債権信託契約書の写し | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 | 各1部 |
| <input type="checkbox"/> 工事履行報告書（第2号様式） | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 下請負人に対する支払計画書（第3号様式） | 1部 |

※請負者が中小企業者以外であって、当該工事の施工にあたり下請業者である中小企業者に対する支払計画がある場合。

- 委任状（第4号様式） 1部
※申請時に共同して提出書類を持参できない場合。
- 履行保証人の承諾書の写し 1部
※保険または保証契約約款等において必要とされる場合。

契約変更時

- 工事代金債権計算書（契約変更用）（第8号様式） 1部
※工事請負契約変更により工事代金債権額が変更された場合。

契約解除時

- 工事代金債権計算書（契約解除用）（第9号様式） 1部
※工事請負契約が解除された場合。

お問合せ先
杉並区経理課契約担当
TEL 03 - 5307 - 0612